



目 次	ページ
規 則	
高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	1
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
包括外部監査契約の締結 (行政管理課)	3
高知県自動車税・自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (税 務 課)	3
字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	3
告示 (水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定) の一部改正 (環境保全課)	3
大規模小売店舗に関する変更の届出 (法附則第5条第1項関係) (経営流通課)	3
告示 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め) の一部改正 (水産経営指導課)	4
告示 (建設業法による閲覧所の設置) の一部改正 (建設管理課)	5
告示 (浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置) の一部改正 ( " )	5
告示 (解体工事業者登録簿の閲覧所の設置) の一部改正 ( " )	5
国土調査の成果の認証 (土地対策課)	5
基本測量の終了の通知 (用地管理課)	5
告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港 湾 課)	5
高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認 (出 納 課)	5
公 告	
土地改良事業の計画変更の認可 (須崎市安和土地改良区) (耕 地 課)	5
土地改良事業の計画変更の同意 (佐賀町) (4件) ( " )	5
高知県議会告示	
告示 (高知県議会常任委員会所管事項) の一部改正	5
高知県公安委員会告示	
警備業法及び高知県警備業法施行規則の規定による診	

断を行う医師の指定	6
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の規定による診断を行う医師の指定	6
落札公告	
落札者等の公告 (森づくり推進課)	6

-----  
規 則  
-----

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第41号

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県職員被服貸与規則 (昭和45年高知県規則第41号) の一部を次のように改正する。

別表の1の項及び3の項中「ゴム長靴」を「作業靴」に改め、同表の4の項中「バンド靴」を「バンド作業靴」に改め、同表の5の(1)の項、(2)の項及び(3)の項並びに14の項中「ゴム長靴」を「作業靴」に改め、同表の21の項中「靴下靴」を「靴下作業靴」に改め、同表の22の項及び23の項中「ゴム長靴」を「作業靴」に改め、同表の24の項中「靴」を「安全靴」に改め、同表の25の項、29の項、32の項、36の項、38の項、39の項、40の(4)の項、(5)の項及び(8)の項、41の(1)の項及び(2)の項、42の項、44の項並びに46の項中「ゴム長靴」を「作業靴」に改め、同表注に次のように加える。

3 作業靴は、ゴム長靴、地下足袋、ズック靴、運動靴その他作業に使用する靴とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

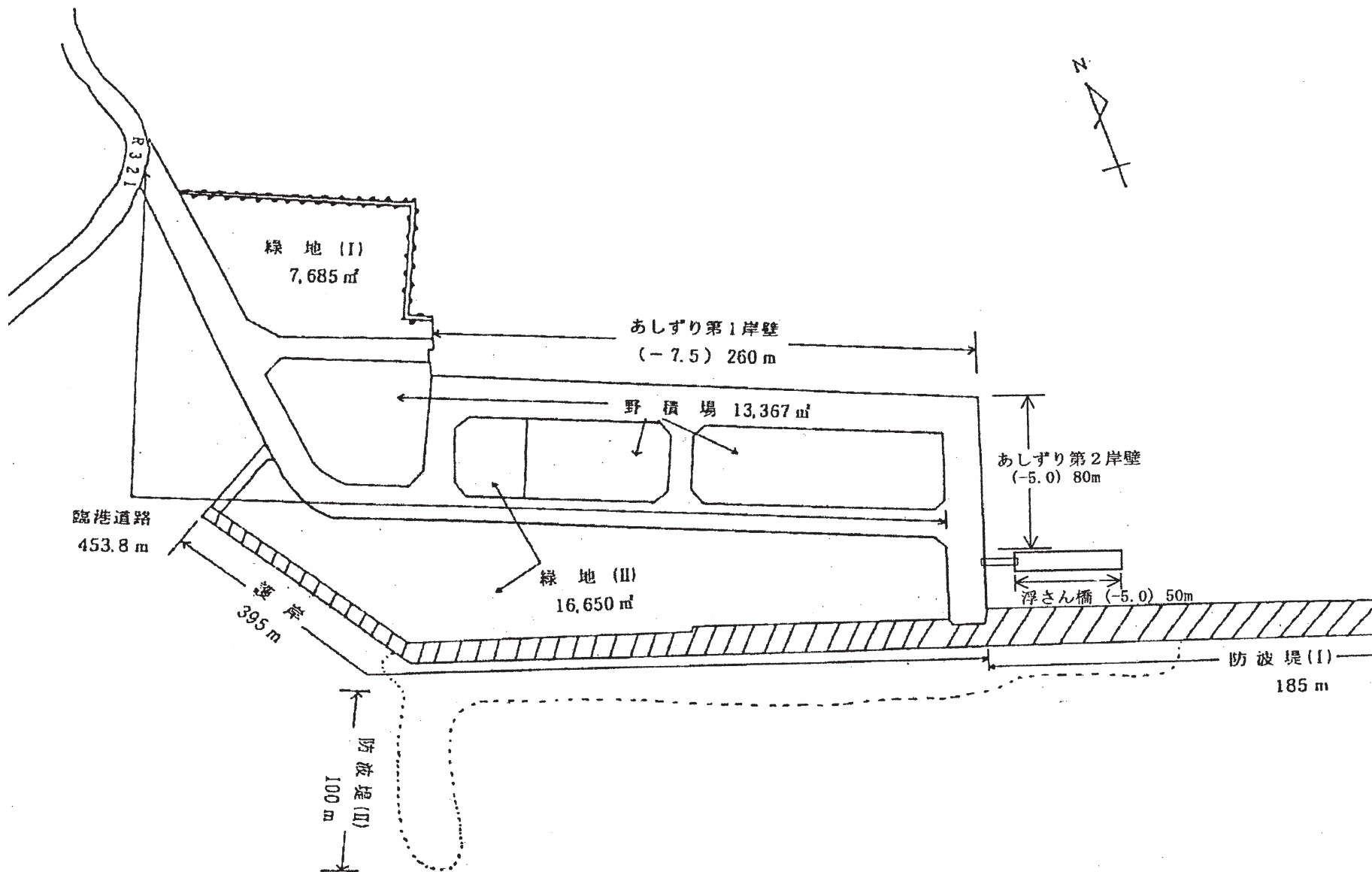
高知県規則第42号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則 (昭和29年高知県規則第51号) の一部を次のように改正する。

別表の別図16の3を次のように改める。

別図16の3 あしずり港岸壁等の区域図



附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第211号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成15年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、2,000万円をもって上限とする。

- (1) 基本費用 500万円
- (2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額
- (3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額

- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 松岡 章雄  
住所 高知市南万々69番地24
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払をする。

高知県告示第212号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の3第3項（同規則第81条の3第7項において準用する場合を含む。）の規定により、高知県自動車税・自動車取得税証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 証紙代金収納計器取扱人事務所の所在地及び名称

所在地	名 称
高知市大津乙1879番地5	社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
高知市横浜1657番地	社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所

2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称

所在地	名 称
高知市大津乙1879番地5	社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
高知市横浜1657番地	社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所

3 指定期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

高知県告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、佐川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番 区 域	大 字	字
-	小 蔭	丙2645、丙2646	-	日ノ地山
	小 芝	丙2763から丙2767まで		谷見山
	笹ヶ休場	丙2786、丙6320から丙6323まで、丙6325、丙6326		上笹ヶ休場
	乙川茂作屋敷廻り上	丙2867、丙2868		茂作屋敷廻り上
	遠見ヶ森	丙2946		水八ミ谷

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の全部を含むものとする。

高知県告示第214号

昭和50年8月高知県告示第469号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

本文中「公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及び第2項並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）第1条」に改める。

別表中

伊尾木川（全域）	A
安芸川（全域）	A

を

伊尾木川（全域）	AA
安芸川（全域）	AA

に改める。

高知県告示第215号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社野市ショッピングセンター 代表取締役 徳弘 秀美
- (2) 届出者の住所  
香美郡野市町西野2700番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
野市ショッピングセンター  
香美郡野市町西野2700番地
- (4) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時  
(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後8時30分まで

(5) 変更年月日

平成15年4月1日

2 届出年月日

平成15年3月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営流通課

野市町産業振興課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第216号

昭和49年10月高知県告示第523号(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

2 小型漁船漁業以外の漁業の表中

「御豊瀬 " 御豊瀬漁業協同組合の地区

1 小型まぐろ漁業

2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて1に掲げるもの以外のもの

3 中型底びき網漁業(総トン数20トン以上100トン未満の漁船により行う底びき網漁業をいう。以下同じ。)

高知市 " 高知市漁業協同組合の地区

1 小型機船船びき網漁業

2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて1に掲げるもの以外のもの

3 中型底びき網漁業

4 中型かつお漁業

5 大型かつお漁業」

を

「御豊瀬・高知 御豊瀬漁業協同組合の地区及び高知市 " 高知市漁業協同組合の地区

1 小型機船船びき網漁業

2 小型まぐろ漁業

3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて1又は2に掲げるもの以外のもの

4 中型底びき網漁業(総トン数20トン以上100トン未満の漁船1隻により行う底びき網漁業をいう。)及び中型かつお漁業

5 大型かつお漁業」

に改め、同表窪津加入区の項の区分の欄を次のように改める。

1 小型まぐろ漁業及び中型まぐろ漁業

2 定置漁業

高知県告示第217号  
 昭和50年5月高知県告示第299号（建設業法による閲覧所の設置）の一部を次のように改正する。  
 平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

表中「土木部監理課」を「土木部建設管理課」に改める。  
 高知県告示第218号  
 昭和60年10月高知県告示第655号の2（浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置）の一部を次のように改正する。  
 平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

表中「土木部監理課」を「土木部建設管理課」に改める。  
 高知県告示第219号  
 平成13年5月高知県告示第381号（解体工事業者登録簿の閲覧所の設置）の一部を次のように改正する。  
 平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

表中「土木部監理課」を「土木部建設管理課」に改める。  
 高知県告示第220号  
 高岡郡中土佐町久礼の一部地区並びに高岡郡佐川町大田川、庄田及び丙の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
 平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 調査を行った者の名称  
 中土佐町  
 佐川町
- 2 調査を行った地域及び時期  
 高岡郡中土佐町久礼の一部  
 平成11年度及び平成12年度  
 高岡郡佐川町大田川、庄田及び丙の各一部  
 平成13年度及び平成14年度
- 3 成果の名称  
 中土佐町地籍図及び地籍簿  
 佐川町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日  
 平成15年4月1日

高知県告示第221号  
 国土交通省国土地理院長から平成14年5月高知県告示第283号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成15年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。  
 平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県告示第222号  
 昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。  
 平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

表あしずり港の項中

”	”	2号岸壁	5.0	110	2.0
---	---	------	-----	-----	-----

を

”	”	2号岸壁	5.0	110	2.0
”		係留施設	5.0	50	1.0

に改める。  
 高知県告示第223号  
 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第3項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、次のとおり告示する。  
 平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 高知市堺町2 - 24  
 株式会社高知銀行  
 代表取締役 岡内 紀雄
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
 (変更前) 高知市高須1724 - 15  
 株式会社高知銀行高須支店  
 (変更後) 高知市高須三丁目3 - 35  
 株式会社高知銀行高須支店
- 3 変更承認年月日  
 平成15年3月1日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、須崎市安和土地改良区の土地改良事業（安和地区農村総合整備事業（区画整理））の計画変更を平成15年3月20日に認可した。  
 平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、佐賀町の行う土地改良事業（拳ノ川地区農村振興総合整備事業（区画整理））の計画の変更について平成15年3月24日に同意した。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、佐賀町の行う土地改良事業（熊ノ浦地区農村振興総合整備事業（農道））の計画の変更について平成15年3月24日に同意した。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、佐賀町の行う土地改良事業（熊ノ浦地区農村振興総合整備事業（用排水路））の計画の変更について平成15年3月24日に同意した。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、佐賀町の行う土地改良事業（熊ノ浦地区農村振興総合整備事業（区画整理））の計画の変更について平成15年3月24日に同意した。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

議 会 告 示

高知県議会告示第2号  
 昭和38年7月高知県議会告示第2号（高知県議会常任委員会所管事項）の一部を次のように改正する。  
 平成15年4月1日

高知県議会議長 雨森 広志

第1 総務委員会の所管事項中第2号を次のように改める。

2 出納事務局に関する事項

第1 総務委員会の所管事項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第2号

警備業法(昭和47年法律第117号)第16条の2及び高知県警備業法施行規則(平成15年高知県公安委員会規則第4号)第5条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成15年4月1日

高知県公安委員会委員長 濱田 松一

氏名	病院名	所在地
竹島 強	岡豊病院	南国市岡豊町小蓮689番地1
志水 光雄	渡川病院	中村市具同2278番地1
岩村 久	芸西病院	安芸郡芸西村和食甲4268番地

高知県公安委員会告示第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第41条の2及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年高知県公安委員会規則第1号)第2条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成15年4月1日

高知県公安委員会委員長 濱田 松一

氏名	病院名	所在地
竹島 強	岡豊病院	南国市岡豊町小蓮689番地1
志水 光雄	渡川病院	中村市具同2278番地1
岩村 久	芸西病院	安芸郡芸西村和食甲4268番地

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成15年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 落札に係る特定役務の名称  
森林情報管理システム整備No.2委託業務
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県農林水産部森林局森林政策課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 3 落札者を決定した日  
平成15年1月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社第一コンサルタンツ 高知市高須新町三丁目1-5
- 5 落札金額  
18,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成14年12月27日

